

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	山 口 裕 毅
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目 E. アンスコムの行為論的徳倫理学構想とその教育学への受容可能性に関する研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	丸 山 恭 司	
審査委員	教 授	坂 越 正 樹	
審査委員	教 授	樋 口 聡	
審査委員	准教授	曾 余 田 浩 史	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、英国の哲学者である E. アンスコムの哲学を統一的に再解釈することを通して、教師の倫理を正当に論じる枠組みを提示しようとするものである。</p> <p>教師に期待される役割は社会の変化に応じて異なってくる。近年の社会変化は教師の役割を複雑なものにし、教師の行為が正当であるかどうかの判断が求められる機会も多様化しつつある。その一方で、教師の行為の倫理的妥当性を論じるに十分な枠組みが構築されていない。本論文の著者はアンスコムの哲学にこの枠組みを求めている。</p> <p>アンスコムは著作『インテンション』において、師である L. ウィトゲンシュタインの哲学を引き継ぐかたちで新たな意図的行為論を展開し、注目された。一方、アリストテレスに始まる徳倫理学を現代に活かす構想を発表している。アンスコムの業績を評価する先行研究の多くは、このどちらかに焦点を当てており、両者を見通した研究はほとんどない。教育学に限っても事情は変わらず、どちらかの業績の教育学的応用を考察するものがほとんどである。本論文の著者は、こうした現状に対し、アンスコム理解は両業績の一貫した展望の下に初めて正当なものになると主張する。また、アンスコム哲学の教育学への示唆も、そうした一貫したアンスコム理解によって可能となるとする。この問題設定により、まず、アンスコム哲学の一貫性が行為論的徳倫理学構想として描かれ、その教育学的示唆として、教師の行為の倫理性を論じる枠組みがどのようなものであるのかが示された。</p> <p>本論文は、六つの章から構成されている。</p> <p>まず、序章において、上記の問題設定、教育学におけるアンスコム哲学の受容、行為研究の系譜が論じられた。</p> <p>第一章では、アンスコムの近代道徳哲学批判を検討することにより、その徳倫理学構想と意図的行為論がどのように関連しているのかが論じられた。アンスコムはその論文「近代道徳哲学」において、義務論及び功利主義に基礎を置く近代の二大倫理学は不十分であり、アリストテレスに始まる徳倫理学がこれを補完すると主張した。これとは別に、アンスコムはウィトゲンシュタインの「心理学の哲学」を発展させて意図的行為論を展開している。同時期に著された両構想は、意図をめぐって行為を理解しようとする点で共通しているのである。</p>			

第二章では、アンスコムが意図に基づく行為記述をどのように洗練させたのかが論じられた。本論文の著者は志向性概念に着目し、アンスコム志向性論の次の二つの特徴を明示する。すなわち、志向性が向かう対象の世界において、事実と価値・規範は不可分であるとしている点、そして、行為の記述によって行為者をとりまく事実が立ち現われるとしている点である。これらにより、行為記述が事実と価値・規範が不可分な対象世界を開くのであり、何が善き行為であるかをめぐる探究にとって、意図をめぐる行為記述が本質的であると結論付けられるのである。

第三章では、アンスコムの意図的行為論に基づく徳倫理学が、どのように教育行為の記述に適応可能であるのかが、具体的に検討された。一つの行為が様々に記述されうる。これら複数の意図的行為の記述を行為者が統合的に理解しつつ、他者にも理解可能なかたちで示すためには、「望ましさの特徴づけ」として、「欲すること wanting」の対象が明確化される必要があるという。この「望ましさの特徴づけ」は行為を価値づけるのみならず、行為者の役割を他者との間で世界のうちに位置づける機能をもつのである。

第四章では、さらにアンスコムの行為論的徳倫理学構想を敷衍することにより、教育行為の不確実性を顧慮しうるための枠組みを求めて考察が進められた。教育行為はその結果が見通しがたく、必ずしも行為結果によってのみ正当化されるわけではない。失敗したと見なされる結果を導いた場合でも行為者が擁護される可能性はありうる。それは、行為者が行為遂行に際して、状況へ関与すること自体に伴う責任を負っているからである。行為者が自らの行為を熟慮し、記述・表現するとき、その行為者は、自らの役割や目的を方向づけ、そこから行為を導いている。これは行為へのコミットメント、すなわち、状況への参与責任を負うことだと考えることができる。この参与責任を問うことが教育行為の正当化によって不可欠なのである。

最後に、終章において、以上の成果がまとめられた。

本論文は次の二点において高く評価できる。第一に、アンスコム研究として、これまで別々に論じられてきた意図的行為論と徳倫理学構想を、アンスコムのテキストに立ち返って詳細に検討することによって両者の連関を明示していること、第二に、アンスコムの行為論的徳倫理学構想の示唆を得て、教師の行為の倫理性を問う枠組みを示唆し得たこと、である。

一方、本論文はアンスコム研究に比重を置いているために、教師の具体的な行為がその都度どのように解釈され、正当性をめぐる議論がどのように展開されうるのかについては、必ずしも十分には検討できていない。現代の日本の学校という文脈において配慮されるべき事項が何であるのかがはっきりしなければ、具体的な議論の指針にはなりにくい。それでも、教育倫理学への貢献としては、極めて独創性の高い研究であることには間違いない。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成26年2月14日